

同パッケージにおいては、同プランの実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0歳～2歳児相当分)について、事業主拠出金の増額分を充てることとしており、拠出金の率の上限を引き上げる等の必要な措置を講ずるため、2018年通常国会(第196回国会)に、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」を提出し、同年3月に成立した。

また、実際の保育の受け皿整備を行うに当たっては、保育の実施主体である市区町村が潜在的ニーズも含めた保育ニーズを的確に把握し、それを整備計画に反映していくことが重要である。このため、市区町村に対して、「子育て安心プラン」に基づき整備計画を作成する際には、「保育コンシェルジュ」などを活用しながら、潜在的な保育ニーズの把握に積極的に取り組むよう2017年12月に通知している。

上記の対策に加え、UR賃貸住宅では、地

方公共団体と連携しつつ、団地再生事業等により生じた整備敷地や既存の空き店舗等の活用による、子育て支援施設(保育所、幼稚園、学童保育など)の設置に努めており、2016(平成28)年度末現在で609件の実績がある。

また、2017年の「都市公園法」(昭和31年法律第79号)の改正により、これまで国家戦略特区において限定的に認められてきた、保育所等の設置にかかる都市公園における占用特例が一般措置化された。これによっても保育の受け皿拡大が期待される。

「保育人材確保対策」の推進

保育の受け皿拡大を進める中、保育の担い手となる保育人材の確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援など、引き続き、総合的な対策を講じることとしている。(第2-1-8図)

第2-1-8図 保育人材の確保に向けた総合的な対策

◆ 「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約7.7万人)を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

【養成校ルート】

- 保育士資格取得支援事業の拡充(保育園等で働きながら養成校の卒業による資格の取得を目指す方への授業料の補助)
 - ・補助対象者を常勤職員から非常勤職員を含む全職員に拡大 【30予算】

【保育士試験ルート】 ※年2回の試験を実施(27年度:4府県で実施→29年度:全ての都道府県で実施)

- 保育士試験による資格取得支援事業の拡充(保育士試験の合格による資格の取得を目指す方への教材費等の補助)
 - ・支給対象期間を拡大(試験の1年前までに要した費用→試験の2年前までに要した費用) 【30予算】

就業継続支援

- 保育園等におけるICT化の推進
 - ・保育士の業務負担を軽減するため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務をICT化するためのシステムの導入費用を支援する。 【29補正】
- 保育補助者の雇い上げ支援の拡充(保育士の業務を補助する方の資金の補助)
 - ・研修受講要件を緩和し、保育人材の裾野を拡大(子育て支援員研修の受講が必要一保育園等での実習で可) 【30予算】
 - ・補助基準額の引き上げ(1施設1名分(221.5万円)→定員121人以上の施設:2名分(443万円)) 【30予算】
- 保育体制強化事業の拡充(清掃等の業務を行う方の資金の補助)
 - ・実施主体の拡大(待機児童解消加速化プラン参加市区町村→全ての市区町村)等 【30予算】
- 保育士宿舍借り上げ支援(補助額:1人当たり月額8.2万円(上限))
 - ・対象者の拡大(採用から5年以内の者→採用から10年以内の者) 【29予算～】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センター(潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援(職業紹介)を実施)
 - ・マッチング支援を行うコーディネーターの追加配置(1名→2名) 【29予算～】
- 就職準備金貸付事業(再就職する際等に必要となる費用を貸し付け、2年間勤務した場合、返還を免除)
 - ・貸付額の上限を引き上げ(20万円→40万円) 【28補正～】

資料:厚生労働省資料

特に保育士の処遇改善には毎年度取り組んでおり、2017（平成29）年度当初予算では全職員の処遇を2%改善した。また、一律の処遇改善に加え、努力が評価され、将来に希望が持てるよう技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みを構築した。具体的には、経験年数が概ね7年以上の中堅職員に対しては月額4万円、経験年数が概ね3年以上の職員に対しては月額5千円の処遇改善を行っている。また、2017年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」には、2019（平成31）年4月から更に1%の処遇改善を行うことが盛り込まれた。

2016（平成28）年度第2次補正予算において、保育士の業務負担を軽減するための保育補助者雇上費貸付を拡充するとともに、離職者の再就職支援のための就職準備金貸付の拡充をするほか、保育士の就業継続支援として、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付を創設した。

また、2017年度当初予算においては、「保育士宿舍借り上げ支援事業」の対象者を拡大するとともに、学生に対するインターンシップを含めた市町村における人材確保の取組を支援する「保育人材就職支援事業」を創設するなど、更なる人材確保に取り組んでいくこととしている。

さらに、保育人材の確保に向けた総合的な対策として、2017年度補正予算において、保育士の業務負担を軽減するための保育園等におけるICT化の推進支援を実施した。

2018（平成30）年度当初予算においては、保育士資格取得事業の対象者の拡大や、保育士試験による資格取得支援事業の支給対象期間を拡大するとともに、保育補助者の雇い上げ支援及び保育体制強化学業の拡充を行った。

保育士試験を福祉系国家資格所有者（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士）が受験する際に各々の資格の養成課程において習得する福祉の基礎に関する試験科目の受験を免除するなどの措置を講じ、更なる人材確保に取り組んでいくこととしている。

3 「小1の壁」の打破

放課後子ども総合プランの推進

共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が共同で、2014（平成26）年7月31日に「放課後子ども総合プラン」を策定し、学校施設（余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等）を徹底活用して、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型を中心とした取組を推進することとしている。同プランでは、2019（平成31）年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備し、合計で約122万人分の受け皿を確保すること、全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指している。（第2-1-9図）

「新しい経済政策パッケージ」（2017（平成29）年12月8日閣議決定）を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、2018（平成30）年度末までに前倒しすることとし、引き続き、放課後児童クラブの受け皿の整備を図る。また、放課後児童クラブの整備費の国庫補助割合のかさ上げ等が行われている。

さらに、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指している。

全ての子供を対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの機会を提供する「放課後子供教室」は、2017年9月現在、1,098の市区町村、17,615か所で実施されている。

共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおいて学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童

クラブ」は、2017年5月現在、1,619市区町村、24,573か所で実施され、117万1,162人の児童が登録されている。(第2-1-10表)

第2-1-9図 「放課後子ども総合プラン」の全体像



資料：厚生労働省資料

第2-1-10表 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施状況

	放課後児童クラブ (2017年5月現在)	放課後子供教室 (2017年9月現在)
実施か所数	24,573 か所	17,615 か所
実施市区町村数	1,619 市区町村	1,098 市区町村
登録児童数	1,171,162 人	—

資料：文部科学省及び厚生労働省資料

放課後児童クラブの充実

「放課後児童クラブ」については、2015（平成27）年4月から、2016（平成28）年に改正された「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づき、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに、質を確保する観点から、職員の資格、員数、設備などを定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定し、市町村はこれを踏まえて設備及び運営に関する基準を条例で定め、この条例に基づき「放課後児童健全育成事業」を実施することとなっている。

また、放課後児童クラブの運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子供に保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図っていくため、「放課後児童クラブ運営指針」（2015年3月）を策定し、児童が安心して過ごせる生活の場としての一定水準の質の確保及び向上を図っている。

さらに、2016年度当初予算では、「放課後子ども総合プラン」の目標達成に向け、施設整備費の補助率かさ上げや放課後児童クラブ

を設置する際の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業の補助額の引き上げを行った。また、待機児童の解消を図るため放課後児童クラブの土地借料や移転にかかる経費への補助など放課後児童クラブの量的拡充を図った。

放課後子供教室の推進

文部科学省では、2007（平成19）年度から保護者や地域の方々等の協力を得て、放課後などに子供たちに学習や様々な体験・交流活動等の機会を提供するため「放課後子供教室」を推進している。

2017（平成29）年3月の「社会教育法」（昭和24年法律第207号）改正を踏まえ、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を全国的に推進しており、地域で子供たちの健やかな成長を育むため、放課後子供教室の学習・体験プログラムの充実を図っている。

さらに、2017年度当初予算では、「放課後子ども総合プラン」の目標達成に向け、放課後児童クラブと一体型又は連携型の放課後子供教室の計画的な整備、プログラムの充実を図った。